

ディルリク制度の限界とその対応策を巡って
—— 17世紀末におけるオスマン朝の模索と近世ヨーロッパ諸国 ——

Problems and Reforms of the *Dirlik* System :
The Ottoman Empire and the European Countries
at the End of the Seventeenth Century

多 田 守
Mamoru TADA

Abstract Social changes that intensified in the Ottoman Empire from the last half of the sixteenth century, also accompanied by the appearance of new warfare forms, seriously impacted the *Dirlik* system of the Ottoman Empire. The Ottoman state, which was to secure a vast amount of state capital and achieve a gigantic troop mobilization, upgraded the *Dirlik* system. This, however, not only made owners of medium and small *Dirlik* holders bankrupt but also deteriorated the quality of soldiers and accelerated the decay of the local public order, typically seen in the form of illegal tax accumulations undertaken by the local rulers. Thus, when the Ottoman-Austria war broke out at the end of the seventeenth century, these problems increased in severity, placing the Ottoman state in a precarious position.

The Ottoman state, at last understanding that it could no longer cope with the problems by slightly modifying the *Dirlik* system, adopted new policies that positioned the local districts (called *kaza*) in a more important administrative framework than in the past, accompanied by a much active role played by the local *ayan*-notables. The Ottoman state relied on the leadership abilities displayed by the *ayan*-people within the *kaza*-districts and on the wealth they had accumulated. These policies, widely accepted without serious local resistance, led to a smoother mobilization of soldiers, ending of illegal tax collection, and stabilization of the public order.

This article is a study of the social crisis in the seventeenth century Ottoman state and the reform policies undertaken by government, and it discusses how the system of military mobilization and tax collection, and means of public order maintenance were improved in *Bolu kazası* and its surrounding regions. Since similar policies were adopted in European countries during the same period, we might be able to discern here the principal policies required for the early-modern state system.

Keywords *Dirlik* System (ディルリク制度), *kaza* (郡), *ayan* (地方名士), *Bolu* (ボル), early-modern state system (近世ヨーロッパ国家システム)

はじめに

かつて、17-18世紀のヨーロッパ諸国は絶大な権力を有する君主により統治されていたと理解されていた。しかし、ムーニエが社会的側面をも視野に入れた新たな視点の下に疑問を投げかけて以来 [林田 2003]、近世国家あるいは社会等の実像解明を旨として様々な角度からの再検討、究明がなされてきた。その結果、村落社会の実態や地方行財政の究明を通して民衆と政府や諸権力との間の様々な関係や多様な統治形態 [Follain & Larguier 2005; 山崎 2006; 伊藤 2000; 伊藤 2010] が、「新しい軍事史」研究 [Murphey 1999; Lohr & Poe 2002; 阪口 2010] の進展を通して、軍事的諸事象と社会との関わりにおける新たな側面 [辻本 2010; 正木 2010; 鈴木 2010] が、さらには莫大な戦費調達が各国の国家体制に及ぼした影響 [阿河 1989: 379; Bonney 1995; Bonney 1999; 久保 1998: 2-3; ジョン 2003]¹⁾ 等が明らかになり、従前の絶対主義国家像は大いに改められつつある。

一方同時期、非ヨーロッパ世界に存するものの、同じく君主を中心とする集権体制を整えた国家があった。イスラム教を奉じるオスマン朝である²⁾。実は同王朝史を巡っても、従来17-18世紀は衰退期と位置づけられ、そのような理解の下に諸事象の究明がなされてきたが [Adanir 2006: 165; Howard 2007: 142-144]、周知のごとく Halil İnalcık 達の取組 [İnalcık 1977; İnalcık 1980; McGowan 1981; Kunt 1983: 98] を契機に、ようやくこのような歴史認識が見直され始め、政治的、社会的動揺については、軍事面をはじめとする諸状況の変化に対応しようとした同王朝の模索の表徴として捉えられるようになった。そして、さらにその後、このような諸変化はヨーロッパの脅威によってではなく、あくまでも内的ダイナミズムに起因するものであるという視点の重要性が提唱され [Abou-El-Haj 1991: 52; Faroqhi 1992b: 14]³⁾、研究領域の拡大およびその深化が図られ、その成果が次々と発表されてきている⁴⁾。そして現在では、これらの成果を踏まえた新たな歴史像提示の重要性が唱えられるまでに至っている [Tezcan 2010: 9-10]。

もちろん、筆者もこのようなオスマン朝史を巡る研究動向に基本的に賛意を示すものであ

1) いずれの国も、王領直轄取入国家から租税国家へと、財政に強く規定された国家体制へと変貌していった。そしてその際各国でとられた手立ては、差異よりもむしろ類似点の方が圧倒的に多かった [阿河 1989: 379; 久保 1998: 2-3; ジョン 2003; Schulze 1995: 261]。

2) オスマン朝も近世ヨーロッパ諸国同様、租税国家の範疇に分類される [Hart 1995: 281]。

3) なお内的ダイナミズムという視点は、オスマン朝にとどまらず近世ヨーロッパ史の究明においても重要である [山崎 2001: 10-11]。

4) 経済・社会問題 [İnalcık & Quataert 1994]、政治・行政制度 [Hathaway 1997]、地方財政 [Cezar, Y. 1996; Neumann 1998]、金融政策 [Çizakça 1999; Salzman 1999, 2004; Cezar, Y. 2005]、財政・税制度 [Darling 1996; Cezar, Y. 1999; Genç 2003; Genç & Özvar 2006]、軍事制度 [Murphey 1999; Ágoston 2005; Aksan 2007] をはじめ、さらにはこれら諸分野に加えて、幅広く国際関係、社会通念、女性・家族問題等々をも含めた論文集 [Faroqhi 2006; Aksan & Goffman: 2007] も刊行されている。

る。ただ研究成果に目を通すと、衰退史観の払拭や同王朝史の自律性を意識するあまり、実態を単純化もしくはその一面を強調しすぎたりする、また展開を単線的に、あるいは19世紀の前史として目的論的に捉えようとする傾向がいくらか見受けられる [Murphey 1999: 192, Neumann 2006: 57, Doumani 1995: 4]。新たな歴史認識の確立が待たれるとは言え、不明な点がなお山積する現状では、やはり一つ一つの問題点に真摯に向き合い、詳らかにしていく地道な取組が何よりも重要であると考えられる。たとえばアスケル階層（支配者層）による統治の要とも言えるディルリク制度が、とりわけ16世紀末以降、諸状況の変化に対応するべく手が増えられていき、しだいに形骸化していく中、果たしていかなる手立てが講じられて安定した統治の継続が旨とされたのか、そしてそれにより統治形態に何らかの変容が見られたのかどうか、といった制度史的な観点からの究明は、これまでほとんどなされてきていない。17-18世紀におけるその実状が明らかにされると、諸分野における変化がより正しく歴史的文脈の中に位置づけられ、さらには来たる近代化を巡る諸施策についてもより適切に評価されることにつながる。また残存する史料の性格上、政府による施策についてはある程度把握できるものの、その実施状況や地域住民にとっていかなるものであったのかなど、その重要性にもかかわらず、地方現場での実態解明についても未だに不十分な状況にある [Faroqhi 2006: 17]。

さて、以前筆者は納税戸 (avarizhane) の分析を通して、ディルリク制度下における莫大かつ迅速な資金調達限界について言及したことがある [多田 2015: 245]。果たして、同制度は諸状況の変化にどれほど対応できたのであろうか。そこで小論では、ディルリク制度が展開された地方、中でもボル (Bolu) 郡およびその周辺地域を例にとり、17世紀における同制度の変容について、それが担った重要な役割である動員、徴税そして治安維持面における変化に焦点を当てて考察を試みたい。まず対オーストリア戦争勃発 (1683年) に至るまでの間、政府によってとられた施策ならびにその実情等について、これまでの研究成果をも利用しつつ概観する。次いで同戦争の長期化も重なって、まさしく危機的状況に陥った際、いかなる手立てによりそれを乗り切ろうとしたのかを、前述の諸地域における状況分析等を通じて明らかにし、それが有した意義についても検討する。またこの時代、オスマン朝とヨーロッパ諸国とが同様な政治的、経済的な環境下にあったことが指摘されている [Faroqhi 1994: 573]。本考察を通して明らかとなった事柄をも踏まえ、今一度この点について検証するとともに、ディルリク制度の変容を世界史的な観点からもながめてみたい。もちろんこれらの究明が、来たる18世紀における諸状況を正しく理解する上で、必要不可欠な作業であることは言うまでもない。

なお、前述の地域をとりあげた理由を述べておく。同地域は1) マーリキヤーネ・ディーヴァーニー (malikāne-divani) 制度が一般的であった地域とは異なり、典型的なディルリク制度が展開された [三沢 2010: 40]、2) ヨーロッパ諸国やイランとの戦場からは距離があり、前線ならびにそれに近接した特殊な地域ではなく、3) ジェラーリー反乱の揺籃地で

はなかった、そして4)引き続き18世紀における状況を考察していくに当たり、チャパン・オール (Çapan oğlu) やカラ・オスマン・オール (Kara Osman oğlu) のごとき強大なアーヤーン (地方名士) の出現を見なかった、すなわちディルリク制度の変容がより自然な形で進行していった所であった。それゆえ、同地域における諸状況を明らかにしていくことにより、17世紀末における同制度の一般的な様相を、またそれに対してとられた諸施策を検討することにより、政府の基本的な対応策を窺い知ることができると考えられるからである⁵⁾。

I ディルリク制度の限界とその対応策

1 動員

16世紀末における対オーストリア戦争の勃発は、すでに同世紀後半より人口増加等に伴う社会不穏に悩まされ、貨幣改鑄やイランとの戦いにより経済的にも苦境に立たされていたティマールル・スイパーヒー等の中小ディルリク保有者の没落を加速させた。政府は、戦術上しだいにその重要性を失っていく彼らにかわって、イエニチェリやアナトリア出身の傭兵であるセクバン・サルジャ (sekban・sarica) 等の増員を図っていったのである [Cezar, M. 1965: 151]⁶⁾。そしてそれに伴い、従来のデヴシルメ制度がカプルの大量補充に適したものではなかったことから、登録に関しては同制度からいわゆる兵員名簿 (esame) 制度へと重心を移していった。たとえばイエニチェリの場合には、ハッセキ・アガ (Haseki Ağa) よりもたらされた命令書に基づき、各地に駐屯するイエニチェリ隊長 (yeniçeri serdari) 等が中心となって新兵が補充されるようになったのである [Boşş834: 18L-19R] (L=左: R=右段を示す)。ただ、その際不正な手続きや処理も多々あったようで [Uzunçarşılı 1984: 486-488]、すでに16世紀後半より顕在化してきていた多数のレアーヤー階層 (被支配者層) の混入 [Boşş831: 59R; 832: 97R-98L; 833: 17R] や規律の低下は常態化していった [Boşş831: 34R-35L; Özkaya 1985: 28-29]⁷⁾。一方地方高官は、政府より発せられた通達に基づき、セクバン・サルジャ等の非正規兵 (levend) の登録を行った [Cezar, M. 1965: 351-352]。そしてその際、政府より俸給が支払われた者がミーリー・レヴェント (mîri levend)、地方高官による者がカプル・レヴェント (kapılı levend) あるいはカプ・ハルク (kapı halkı) と呼ばれた。

そして前述したときティマールル・スイパーヒーの没落、不正な手続きに端を発する大

5) アラビア文字のラテン文字転写は、原則として Redhouse Yeni Türkçe-İngilizce Sözlük 1986 の表記に従った。

6) Tezcan は歩兵急増について、政治や経済上の変化にも着目し、単に対オーストリア戦争によってのみ説明できるものではないと指摘している [Tezcan 2010: 175-190, 191-212]。

7) 1600年頃における腐敗の状況については、[Selânikî I: 220; II: 482; Koçi Bey 2007: 58-61; Anonym 1988: 2-4] を参照。

量のレアーヤー混入、さらにはオスマン軍団全般に見られた規律の低下に一層拍車をかけ、動員体制にさらなる混乱をもたらしたのが、17世紀末における長期戦争であった。あいかわらず、イエニチェリ等のカプクルの中には出征命令を無視する者が多く、ディルリクの没収、アスケル階層身分の剥奪といった威嚇も効果はなかった [BoSS838: 62L, 72R-L]。もちろん、このような状況は彼らにとどまるものではなく、一般のゼアメトやティマール保有者についても同様であった [BoSS835: 20R-L, 29R, 54R; 839: 41L; 841: 56L, 84R, 89R-L]。そしてそれどころか、シヴァス・ベイレルベイやスルタノニユ・サンジャク・ベイのごとき地方高官達までもが、反乱を起こす有様であった [BoSS838: 58R-L]。不法課税 (tekālif-i şakka) の厳しい取立てを行っても、軍役義務を果たすのは容易ではなかったのである。そこで政府は、命令違反者に対して町の門前での処刑を指示するとともに、退役兵士や書記官等の文官をも含めたアスケル階層全員の出征を命じざるを得ない状況にまで追い込まれていったのである [BoSS839: 37L, 52R-L]⁸⁾。

このようなアスケル階層の命令無視により、常に不足したであろう兵力。政府は新たな兵の補充に奔走せざるを得なかった。たとえば、ユスキュダルからエルズルムに至るまでの諸郡に3000人のシラフダール・セルデンゲチティスイ (silahdar serdengeçtisi) [BoSS834: 28L-29R] の、エルズルムに至る街道上に位置した諸郡にイエニチェリ・セルデンゲチティスイ (yeniçeri serdengeçtisi) [BoSS835: 3L] の、シヴァス州に800人のスイパーフ・セルデンゲチティスイ (sipah serdengeçtisi) [BoSS839A-6611: 10L] の、ニクサル、カラビュク (Karabük) 郡等に450人のスイパーフ・セルデンゲチティスイ [BoSS839A-6611: 11R-L] の、ボル県に?人(人数不明)のスイパーフ・セルデンゲチティスイ [BoSS839A-6611: 12R] の、イズニクミドヤゲイヴェ (Geyve) やアクヒサル等の諸郡に1000人の銃士 (tüfengçi) [BoSS840: 73L] の、シヴァス州に800人のシラフダール・セルデンゲチティスイ [BoSS840: 85R] の、そしてボル県に?人(人数不明)のジェベジ・セルデンゲチティスイ (cebeci serdengeçtisi) [BoSS841: 84L] の登録、徴発が命じられた⁹⁾。ただ、これらに対してもアスケル階層の対応は消極的で、レアーヤーにまで対象を広げざるを得ない状況にあった [BoSS835: 33R-L; 840: 73L]。そこで政府は、セルデンゲチティの調達に当たっては、しばしばガリプ・イト (garip yigit) からも徴発されるようにと命じ

8) たとえば、これまでもバグダード戦役やクレタ戦役等において、軍役を果たさない者が現れ、門前での処刑等の警告が発せられたことがある [AŞS692: 143; 703: 264; 715: 437, 501]。しかし今期の戦争では、出征を催促する通達が従来に無く繰返し発せられたことから察せられるように、アスケル階層の命令無視には目にあまるものがあった。

9) セルデンゲチティは、元来決死的な役割に志願した兵士を指す語であったが、その後様々な口実の下に出征を回避したイエニチェリをはじめとするカプクルの代替として徴発され、実際に軍役を果たすことによりそれとして登録されるようになった補充兵を指すようになる [Uzunçarşılı 1984: 487-488; Aksan 1998: 35]。Raşid Tarihi では、シラフダール・セルデンゲチティスイ、スイパーフ・セルデンゲチティスイと歩兵非正規兵 (piyade levend), 騎兵非正規兵 (süvari levend) とが同義的に扱われている [Raşid Tarihi 3: 55-56]。

たのである。この者達は、以前より地方現場における治安維持活動に当たってきていた地方民兵 (il-eri) の一員で、レアーヤーとは言えすでに銃の扱いに慣れており、後述する民兵招集 (nafir-i âm) に際しても、よく出勤を求められていた。その他、政府は高官により解雇されていた者達 (kapısız levend) をも含めた非正規兵の徴発 [BoSS837: 13R-L] を、さらには前述の民兵招集¹⁰⁾による編成、出征も命じている [BoSS838: 30R]。なお、1689年3月20日 (1100年ジュマデルウラー月29日) 付のボル郡における民兵招集 [BoSS838: 47L] に際しては、その出征兵士の名簿の写しが残されている [BoSS838: 32L-36L]。それによると、いくつかの街区、街区と村々、あるいは村同士が組み合わされるなどして、町部では4.5、村落部では3.25納税戸につき1名割り当てられたことが分かる — アヴァールズ (臨時) 税の一種である工兵 (beldar) や漕手 (kürekçi) の徴発 [AŞS513: 511-512; BoSS840: 51L-57L] 等とまったく同様な形態 —。もはやレアーヤー階層からの大量動員なくしては、戦争の続行は不可能となっていったのである。

周知のごとく、危機的な戦況にもかかわらず反乱を起こし、メフメト4世を廃位に追い込んだイエニチェリ。そのイエニチェリの対抗勢力として一躍脚光を浴びることとなったセクバンの首領イエエン・メフメト・パシャ (Yeğen Mehmed Paşa)。そして、このイエエン・メフメト・パシャ排斥のために発せられた民兵招集 [İnalçık 1980: 299-302]。この一連の出来事は、長期戦争により一気に進行したスイパーヒーの没落、レアーヤーの軍団流入、規律の低下を象徴するものであった。それゆえ Özkaya は、17世紀を通じて動員を巡る諸状況は何ら改善されることがなかったと述べている [Özkaya 1985: 29]¹¹⁾。

しかし、前述した諸施策を振り返ると、政府が何もせず手をこまねいていたわけではなかったことが分かる。たとえば、これまで散発的かつ局地的に実施されてきていたセルデンゲチティ等によるカプクル補充が、州、県、郡といった枠組で実施され、しかもそれが常態化していることに気づく。断続的に兵士の調達を迫られたことに起因するものとは言え、やはりこのような動員形態の普遍化は、大量の動員に対応するべく — デヴシルメ制度を完全に放棄し、兵員名簿制度も有効に機能しない中 —、政府が積極的に拡大を図った結果であると考えられる。なぜなら、このような補充形態をとることにより、従来以上に明確な規定に基づいた、しかもより効率的な出費の下でのレアーヤー階層をも含めた大量の補充が、そしてまた州、県、郡を枠組みとすることにより、やはり従前以上に組織的、安定的かつ持続的な調達がより容易なものとなるからである。事実、以後政府は、セルデンゲチティのみならず銃士をはじめ志願兵 (gönüllü) や在郷イエニチェリ (yerli yeniçeri) 等の名の下に

10) 民兵招集については、すでに1600年頃の対オーストリア戦争やジェラーリー反乱に際して発せられたことがあったが、今期以降頻発化するようになる [Cezar, M. 1965: 228]。

11) 事実、イエニチェリ等の登録手続きは一層混乱の度を深め、戦争終了直後には、アナトリアではほとんどの者がイエニチェリの服装をしているとまで記される有様であった [BoSS840: 73L; 842: 65R-66L]。

カプクルの大量補充を拡大させていく [BoSS842: 67R-L, 68L] とともに、単にカプクルの補充兵に限らず非正規兵をはじめ、さらには正規兵についてまでも、前述の枠組みで調達していくようになるのである [AŞS787: 198-201; GŞS1385: 8L, 10R-10L]。なおこの枠組みにおいて、施行上郡がその基礎単位となったことは言うまでもない。これまでも郡は、アヴァールズ税における人的徴発の基礎単位であり、また各地に駐屯するイエニチェリ出征に際し、部隊構成の基本的枠組みとして機能し [BoSS835: 26L-27R; 839: 42R; 841: 92R]、さらには後述するように、ゼアメトやティマール保有者を除くすべての兵士の調達に関わったカーディーの管轄区域であるなど、すでに組織的な動員において重要な位置を占めてきていたのである。それゆえ前述の枠組みは、まさに実態に即したものであったと言える。

果たして17世紀末、政府は州、県、郡を枠組みとして、レアーヤー階層をも巻き込んだ大量の兵士調達を可能とする新たな動員形態の第一歩を踏み出したのである。もちろん、一方で軍役を果たさなければならぬディルリク保有者達がなお存在していたことを忘れてはならない¹²⁾。しかし、とどまることない中小ディルリク保有者の没落が、自ずと新たなそれの一層の進展をもたらすことは必至である。そして、その動員形態において中心的な役割を担うことになるのはアーヤーン達であろう。実は、元来兵士の動員、調達はイエニチェリ、ジェベジ（兵器工）等についてはイエニチェリ隊長、カーディー [Özkaya 1985: 33; BoSS835: 37R-38R]、常備騎兵連隊であるアルト・ボヨリュク・ハルク (altı bölük halkı) については地方に駐留する各部隊の隊長であるケトヒュダーイェリ (kethüdayeri)、カーディー [Özkaya 1985: 36-37; BoSS835: 6R]、ゼアメトやティマール保有者についてはペイレルベイ、アライ・ベイ [İnalçık 1973: 117; BoSS832: 77R; 835: 18R]、セクバン・サルジャ等の非正規兵については地方高官、カーディー、アーヤーン [Cezar, M. 1965: 35L]、そして民兵招集についてはカーディー、アーヤーン [İnalçık 1980: 308] 等が互いに協力し合って行ってきたが、この長期戦争を通じてアーヤーンは、非正規兵 [BoSS837: 13R-L; 838: 65R-L] や民兵招集 [BoSS838: 47L, 72R-L] はもとより、イエニチェリ、ジェベジ等 [BoSS839: 47L-46R; 839A-6611: 9R-10L; 841: 84L] やスイパーフ・セルデンゲチテイスイ [BoSS839A-6611: 11L, 12R] をはじめ、広く兵士全般 [BoSS839: 52R-L, 840: 87R] の調達に関わるようになっていったのである。もちろん、出征に際しての保証人をも積極的に引き受け — 支度金支払いのゆえに必要とされた [BoSS835: 6R; 838: 30R-36L; 841: 73L-72R] — もはや彼らの協力なくして円滑な動員は困難になったと考えられるのである。

12) 地方高官が従えて行く非正規兵の数 [Cezar, M. 1965: 278, 351-352]、あるいはゼアメトやティマール保有者が身に纏う武具や率いて行く長銃携行の従者の数については、規則に定められていた [BoSS839A-6611: 9R-L]。

2 徴税

1600年前後の対オーストリア戦争は、戦費の爆発的な増加に加え、現金需要の一層の高まりをも引き起こした。そこで、政府はこれに対処するべく、没落していく中小ディルリク保有者の土地を国庫に回収し、カプクルに授与する傍ら、徴税請負 (iltizam) 制度の普及、拡大を図っていった。なお、同制度は現金徴収に適したもので [Adanır 2006: 166]、しかも17世紀前半は税の金納化がいちだんと進んだ時期であったことから [Murphey 1999: 187; Darling 2006: 118]、この徴税形態はしだいに一般的なものとなっていった。また、その後増大の一途を辿る諸費用調達のために、徴税対象の単位であるムカーターは徐々に統合され、その中央管理化が進められていき、請負人も当初のカプクル達から資金力を有する中央や地方の有力者へと変化していった。ただ、このようなディルリクからの収入だけでは出費には追いつかず、アヴァールズ諸税 — 糧秣調達代替税 (sürsat bedeli) [BoŞŞ831: 28L-29R]、糧秣補填代替税 (iştirat bedeli)、漕手徴発代替税 (kürekçi bedeli) 等に見られるように、アヴァールズ諸税についても金納化が進められていった — や不法課税の徴収も常態化するようになっていった。果たして、ディルリク保有者、徴税請負人、政府役人、地方高官による厳しい取立てや匪賊 (eşkiya) による悪行に加え、貨幣の普及がなお不十分であったことも手伝い、レアーヤーの多くは疲弊していった。事実ボル郡でも、彼らの四散により1675年には新たな租税調査が必要となるほどであった [BoŞŞ831: 59L-60R]。しかし、レアーヤーも決して抑圧に甘んじてばかりいたわけではなかった。納税戸数に対する是正要望 [BoŞŞ841: 83R-L] をはじめ、匪賊はもとより地方高官等の不正を政府に上奏したり [Naima6: 68]、時には不法な巡検 (devir) 税を強要する者達の掃討を図ったり [MD85: 27-28]、また逃散を盾に改善を求めたり [MD82: 10-11; 85: 325-326]、さらに個人的にはアスケル階層と偽って納税を回避したりするなど、様々な手立てを講じて抵抗したのである。

そして17世紀を通じて進行してきた以上のごとき徴税の強化や抵抗活動は、同世紀末において再発した対オーストリア戦の戦費調達により、いちだんと激しさを増したのであった。政府は煙草税、コーヒー税等の商業税の拡充やジズヤ賦課形態の改革等を行ったものの、資金不足を補うには至らず、ともかく当面の戦費を確保するために、退役者の年金については $\frac{1}{2}$ を [Raşid2: 360]、またヴォイヴォダ (郡レヴェルの徴税官) やムハッスル (県レヴェルの徴税官) 等の役人の俸給については $\frac{1}{2}$ を減額し [BoŞŞ838: 68R-L]、さらにはクルシュとアクチェの換算率を収入と支出面において別々に設定する [Raşid2: 147] などして出費を抑制する傍ら、徴税請負者が現れないムカーター [Çizakça 1996: 164] については強制的にアーヤーン達に請負わせ [Raşid2: 328]、また一般役人やイスタンブルの有力者 [Raşid2: 364] から支援金を供出させるなどして増収を図った。また地方高官も不法課税や戦時支援税 (imdad-i seferiye) の徴収を強め、たとえば扶養料 (arपालık) としてボル県を保有したムスタファ・パシャは国庫に属する土地であれ厳しい取立てを行い、そのあまりにも悪質な

徴税行為のゆえに処刑される有様であった [BoSS839: 51R, 63L; Raşid2: 219; Silahdar2: 702-703]¹³⁾。果たして、レアーヤーの抵抗は逃散をはじめ激しさを増していったのはもちろんのこと [BoSS837: 37L; 839A-6611: 17R-L]¹⁴⁾、支配者階層の中においても凄まじい反発が沸き上がってくるのである。そこで、場当たりのではなく、豊富な資金の安定的かつ合法的な調達が必要の事柄となり、その結果導入されたのが終身徴税請負 (malikâne) 制度であった¹⁵⁾。

しかし、政府によって打ち出された対応策は、決してパーディシャーや高官のディルリクからの徴税に手が加えられた終身徴税請負制度の導入だけではなかった。ボル県における出来事を例にとり紹介しよう。同県では元来他県よりも税額が重かったこともあって [BoSS837: 37L]、特に 1688-89/1100 年前後から徴収不足、徴税への抵抗あるいは荒廃による減税措置といった出来事が頻発化し始めた [BoSS837: 25L-26R, 37L; 838: 42R, 68R, 69L]。その上前述したごとく県軍政官 (mutasarrıf) の横暴も重なって非常に疲弊したことから、政府は公正な統治を旨として 1693 年には一般の県からパーディシャーのハスへと改編したのである [BoSS839: 55L-54R]。しかしその後も戦時ゆえにレアーヤーへの抑圧は改善されず [BoSS839A-6611: 22R-L]、荒廃は一層進み [BoSS839: 35R, 40R, 69L]、たとえば誰も請負者が現れないムカーターが続出する事態に至ったのである [BoSS838: 50L; 839A-6611: 18L, 19L]。そこでついに 1694-95/1105-06 年、政府はアヴァールズ諸税の徴収に際して、次のごとき内容の命令を発したのである [BoSS839: 45L, 46L; 839A-6611: 17L-R, 22R-L]。(1) 高貴なる命令による税のみを徴収し、アーヤーンはその徴税を支援する反面、不法な徴税に対してはたとえ公務執行者 (ehl-i örf) であれ許さないこと、(2) 高貴なる命令が届くと郡内のレアーヤーを集め、税の内容を皆に知らせること、(3) 皆の一致の下に、関係者の手数料、報酬等諸経費、および納税額等の総額、さらには割り当てられる戸 (hane) 数および各戸当たりの割当額を確定し、明文化し、周知すること、(4) 納税義務を有する者を再確認すること、(5) 皆の一致の下に徴税担当者 (tahsildar) を決定し、彼に徴税簿を与えること。すなわち、郡を基本単位として、徴税業務を同地域内のカーディーヤアーヤーン達のリーダーシップの下に委ねるというものであった。政府は、地方高官達を中

13) 戦費調達のために、たとえばディルリク保有者に収益 (hasil) 1000 アクチェにつき 400 アクチェを供出させたり [AŞS717: 203]、駅通係 (menzilci) 等の免税権保持者 (muaf) に免税権代替税 (bedel-i muafiyet) を課したり [AŞS724: 132]、また不法課税を厳しく取り立てたりしたことなどは、これまでもしばしば見受けられた事柄である。ただ今期の戦費不足は従来に無く深刻なものだったようである。

14) 17 世紀末におけるボル県の疲弊ははなはだしく、納税戸数は 3632.5 から 2625.625 へと大幅に減少した [KK2743: 36]。なお程度の差はあれ、減少傾向は隣のヒュダヴェンディガール県をはじめ [KK2784: 51, 58, 89, 97]、アナドル州全般で見られた。

15) 同制度は行き過ぎた徴税請負制度を是正し、レアーヤーの保護や高官および請負人による横暴の阻止を通して、国庫の安定を旨としたもので [BoSS840: 69R-L]、以後の歴史的展開に大きな影響を及ぼしたと評価されている [Cezar, Y. 1999: 49]。

心とする恣意的な不法課税を排除し、あるいは徴税業務における関係経費に関する曖昧さに起因する彼らの不正を防止し、また税を規則通り関係者に等しく課す——たとえば、糧秣調達代替税や糧秣補填税 (iştirā) 等は免税権保持者も含めすべての者が納めることになっていた [BoSS: 840: 82R-L]——ことにより、レアーヤーの疲弊を食い止め、同時に彼らの抵抗を弱め、確実な税収確保を図ろうとしたのである¹⁶⁾。ただ現実には、通達で命じられた徴税形態が機能するためにはもう一工夫が必要であった。と言うのも、その後 1696-1697/1108 年分についても多額の不足が生じた上に、アーヤーンをはじめレアーヤー全体に漠然と徴収が委ねられていたことから、その件について誰に問い質せばよいのかさえ分からないという状況に陥ったからである。そこで政府は、責任者の明確化はもとより、レアーヤーの納税をより容易にするべく、収穫期と戦費調達期とのずれをも考慮して改めて指示を出し、1696-1697/1108 年の不足分および今後の 1697-98/1109 年分の納入については、アーヤーンの中でも特に富裕な者達が予め一括して納め、その後彼らがレアーヤーから徴収するという形態への変更を命じたのである [BoSS840: 56L-55R; 82R-82L, 83L; Raşid2: 364]。そしてこれにより、郡を主体とする徴税活動はやっとその安定を見たのである。なおさらにこの期に、長年ボル県のレアーヤーを悩ませてきたスバシュ割当税 (subaşı maqtuu) は 1 戸当たり 480 アクチェと定額化され [BoSS840: 51R]、また地方高官による不法課税の徴収に関してもその額の明確化が図られ、戦時支援税についても郡ごとに一応の額が定められ、いずれも地元のアヤーン達により調達され、担当役人 (mübaşir) に譲渡されるという形態へと改められたのである [BoSS839: 42R; 840: 64L-63R]。

ところで、アヴァールズ諸税等の徴収形態の変更や終身徴税請負制度の導入は、一見大胆な施策のようにも思われるが、あくまでも地方現場における実態に則し、判断されたものと考えられる。実はアーヤーンをはじめとする富裕者による納税の立替えは、これまでもしばしば見受けられたものであった¹⁷⁾。ただ 17 世紀末頃になると、悪しき地元民が徴税担当者にとりいり、誤った情報を提供して税の割当てを混乱させ不正な徴税を助長させたり、徴税担当者の徴税を代行して命令に無い金を騙し取ったり [BoSS834: 6R; 837: 2R-L; 18R-L]、

16) このような措置は、ボル県に限られたものではなかった。アナトリアやメルリ地方のいくつかの地域では、すでに 1693-94/1105 年分の糧秣調達代替税の徴収が、従来とは異なりレアーヤーの手で割り当てられ、徴収されるという形態へと改められている。なお、糧秣補填税、アヴァールズ税、糧秣代替税 (bedel-i nüzül) 等の徴収についても、同様に改められている [BoSS839A6611: 17R-L; 840: 56L]。

17) 17 世紀中頃ヒュダヴェンディガール県の県軍政官のミュテセリム (代官) によってギョイニユク (Göynük) 郡内のミハール (Mihâl) 地区の村々で巡検税が徴収された際、「チュヌ (Çunı) 村に住んでいたコルジュ (Korucu) より 50 クルシュ、コスチェ (Kosçe) 村のムスタファより 50 クルシュ、…キョレ (Köle) 村より 50 クルシュ、…」と記されている [MD93: 43]。村によっては、当該村の富裕者による立替えが行われていたことが窺える。また以前より、資産を有するアーヤーンの中には、恐らく公金等の立替えを引き受ける見返りに、諸税を免除された者がいたようである [AŞS712: 53]。

あるいは徴税担当者自身がレアーヤーの無知につけこんで勝手に町を除外して村からのみ徴収したり [BoSS836: 7L-8R], 着服したり [BoSS830: 15R-L; 835: 44R, 45R], 多めに徴収したりする [BoSS837: 32R] などの不正な徴税活動に対する訴えが後を絶たず、前述したごとく税の滞納、未納も常態化し始めるなど、従来にも増して徴税業務は大いに混乱したのである。周知のごとく政府は、すでに租税調査の不備により地方の実情——人口分布や生産力——を正確に掴めなくなっていた [BoSS837: 18R-L]。すなわち、より確実な税収確保を図る上で、アーヤーン等の有力者達との一層の連携強化はもはや必要不可欠な事柄であったと考えられるのである [BoSS830: 39L]¹⁸⁾。なお史料の記述によると、徴税命令や台帳の内容を知る者は、一部の関係者に限られていたようである。恐らく、前述の通達におけるレアーヤー全員への周知命令は、このような実態を踏まえてのものなのであろう。

また終身徴税請負制度の導入についても、ボル郡在住者によるこれまでの徴税請負状況をながめると、十分領けるのである。いくつか例を挙げてみよう。メンズイルジ・メフメト (Menzilci Mehmed) はイスタンブルに住むムルタザ (Murtaza) が同郡内に保有したゼアメトの徴収 [BoSS837: 37L] を、ヤズジュ・ムスタファ・アガはボルル (Borlu) 郡在住のアル・ハジュ・アリ・ビン・ムスタファと共に、各々 3000 クルシュで 1686-87/1098 年分のボル・ムカータース (Bolu mukataası) 等の徴収 [BoSS831: 9L; 836: 16L] を請負った。また、このような一般的なディルリクやパーディシャーのハスのみならず、県軍政官のハスにおける徴収等の任を負ったミュテセッリムあるいは同代官 (vekil) についても、そのいずれかには必ず地元出身者が就任したのである [BoSS831: 24R, 51L, 83L, 102R]。そして中には中央との結びつきを巧みに利用して、一層力を蓄えていった者もいた。たとえば、ヤレン・メフメト・アガ (Yaren Mehmed Ağa) は、ボルの町の市場監督官 (ihtisab emini) [BoSS832: 66R; 837: 19R], ヴォイヴォダ [BoSS837: 37L], 駅通管理者 (menzilcibaşı) [BoSS838: 27L; 840: 15L; 841: 61L], 国庫収公遺産監督官代理 (beytülmal emini vekili) [BoSS839: 26L] 等を務める傍ら、スバシュ割当税 [BoSS839: 45L-44R] やジズヤの徴収 [BoSS841: 89R] をも請負ったのである。このような幅広い活躍は、彼が帝室造船所監督官 (Tersane-i amire emini) であったムスタファ・エフェンディと兄弟であったことと無関係ではあるまい。すなわち終身徴税請負制度についても、やはり中央と地方の有力者達の上に構築されてきていた請負階梯を前提として、初めて導入が可能であったと考えられるのである¹⁹⁾。

果たして、アヴァールズ諸税や戦争支援税等に見られる徴収形態の変化は、資産家の財力に依拠する点、そしてその資金をより引き出しやすくするための環境整備という点において、終身徴税請負制度の導入と、全くその性格を一にするものと言える。すなわち、アーヤーン

18) これまでも、アーヤーンに税徴収の支援が命じられたことがあった [AŞS722: 102]。

19) しかも 17 世紀には、10 年以上にわたって同じ人物によって請負われ、競売額も変わらないムカーターが数多く出現している [Pamuk 2006: 30]。

達に資金の提供を求める見返りに、税の割当てや徴収を認めたのである。そしてこれにより彼らは、徴税責任者としての手当や手数料等を、さらには郡にとっての必要経費 (vilâyet masrafı) を、公然と独自に徴収できるようになったのである。なお、書記手当 (kâtibiye) 等の諸経費は、以前より存在していたと考えられるが [BoSS830: 26R], 17世紀後半に至るまでの本郡のシャリーア法廷台帳 (şer'iye sicili) には、それらに関する写しはほとんど残っていない。しかしこの時期以降、様々な税額や割当額にとどまらず、納入手立て等に関する写しまでもがきちんと残存し始めるようになるのである²⁰⁾。まさしく18世紀において発展する税割当簿 (tevzi defteri) の事実上の出発点と言える [Uluçay 1955: 52; McGowan 1981: 158-159]。

さて、政府や高官達はその出費をディルリクからの収入だけで賄うのはもはや困難となり、彼らにとってアヴァールズ諸税や不法課税によるそれは必要不可欠な部分となっていた。後を絶たない中小ディルリク保有者の没落は当然の事と言えよう。ただ現金需要高揚の中、単なるディルリクの加増や重税化では、しだいに収入増大には直結しなくなっていった。一方このような混乱の中、社会の変化や政府の施策を巧みに見てとり、地域社会を舞台に資金力を備え、一層影響力を有するようになったアーヤーン達が台頭してくる。そこで政府は、中央の有力者はもとより、地方における彼らとの関わりを深め、その資金に依拠する政策へと転換し、そのための環境整備を図っていったのである。確実に資金を確保したい政府と地位の安泰化および一層の躍進をみざす中央や地方における有力者達との間における利害の一致の結果と言えよう。そしてこれにより、政府はたとえば徴税請負者が現れないという由々しき事態を回避し、その上彼らへの転嫁を通して税徴収におけるリスクを軽減することができたのである [Çizakça 1996: 164; 1999: 224]。

20) (例) 糧秣調達代替税徴収を巡って…1686-87/1098年分の徴収に際しては、ボル県内のいくつかの郡の人々がやって来て、我々の税は我々が割当てると言って、無産戸 (bi-hasil hane) に割り当てた [BoSS837: 18R-L]。→ 1693-94/1105年分の糧秣調達代替税等 2951クルシュは、地域住民皆の一致の下に473戸に、1戸当たり6クルシュと6.75パーレ (1パーレ=1/100クルシュ) 割り当てられ、6クルシュと0.25パーレは国庫 (mîri) に、0.25パーレは担当役人に、0.125パーレは法廷に、そして0.125パーレは徴税担当者に支払われた [BoSS839: 45L]。糧秣代替税徴収を巡って…1670-71/1081年分の糧秣代替税徴収のため派遣されたレジュブ・アガが到着する前に、カーディーは予め送られた台帳に従って徴収するように [BoSS830: 10R]。→ 1696-97/1108年分のスバシュ割当税 (480アクチュ) と1697-98/1109年分の糧秣代替税 (630アクチュ) については、皆の一致の下に、1か月間の経費として10クルシュ、法廷経費50クルシュ、ヴォイヴォダへの報酬100クルシュも加えられ、その総額が糧秣代替税納入の義務を負っていた糧秣代替税割当戸 (nüzülhane) に割り当てられ、1戸当たり9.38クルシュとなった [BoSS840: 51R]。戦時支援税徴収を巡って… 1693-94/1105年分の戦時支援税徴収のためにアフメト・アガが派遣されたので、従来通り調達された [BoSS839: 42R]。→ 1696-97/1108年分の戦時支援税徴収のためにムスタファ・アガが派遣されたので、戦時支援税450クルシュに、カプ・ハルジュ (kapı harcı) 50クルシュ、担当役人への100クルシュ、ムスタファ・アガの滞在費45.5クルシュ、法廷経費58クルシュ、徴税担当者への費用40クルシュなどをも加えた総額843.5クルシュが割当てられることになり、1戸当たり3.75クルシュとなった [BoSS840: 64L-63R]。

3 治安維持

ディルリク保有者は、安定した収入を確保する上でも、授与されたディルリク内における治安維持に当たらなければならなかった。元来それは、裁判権を有する在地のカーディーとの共同作業によりなされてきた。16世紀においては、犯罪者の勢力に応じて、スバシュをはじめ、ティマールやゼアメト保有者、サンジャク・ベイやベイレルベイ達が、すなわちディルリクを保有する在地のアスケル階層が、政府とのあるいは相互の間における協力の下 [MD6/I: 213; MD12/I: 309; MD12/II: 255]、捕縛等に当たっていた。

ただ17世紀に入ると、前述したごとく中小ディルリク保有者の没落、地方高官の任期の短縮化 [Kunt1983: 75] さらには出征に伴う彼らの長期不在等が常態化し始めた。そしてその一方で、重税や軍役に耐えられなくなり匪賊化していくレアーヤーやディルリク保有者が増加し、しかも時を同じくして戦術の変化に伴う火器の普及により銃が社会に流布していった [Naima6: 416]。当然の事ながら、犯罪、騒乱は頻発化するようになっていった [Neumann 2006: 45]。果たしてこのような状況変化により、警察権の担い手は大きく変化していった。在地のアスケル階層にかわって、政府により派遣されて来た治安維持担当官 (müfettiş) [MD82: 77-78; MD85: 105-106, 135-136, 159; Uluçay 1944: 103-104] がしだいに中心的な役割を担うようになっていったのである。もちろん、徴税請負者 (mültezim) やヴォイヴォダ、ミュテセリム等も役務上治安維持に当たらなければならなかったが、徴税活動を主たる任務と理解し、力も限られたものであったことから、彼らの姿勢は消極的なものであった。また周知のごとく、ジェラーリー反乱後各地にイエニチェリが駐屯するようになったが、彼らについても同様で、その多くは町に住み村落部での出来事には無関心で [Darling 2006: 121]、治安維持には積極的ではなく、それどころか彼らの間から犯罪者が続出する有様 [MD85: 37-38, 70-71] であった。

ただますます治安が悪化する中、このような体制では、犯罪の抑止はもとよりその迅速な対応に支障をきたしたであろうことは十分予想される。事実、政府はこの不備を補うべく、特に1662年における対オーストリア戦争期以降、アーヤーンや地方役人 (iş-eri) 達 — 具体的に誰を指すのかについては [MD85: 342] 参照 — を使った治安維持活動を積極化させていったのである [MD94: 6, 8, 11]²¹⁾。

そして、17世紀末に対オーストリア戦争が勃発すると、長期にわたる多数のアスケル階層の不在により、これまでにない匪賊の跋扈を見ることとなったのである。政府は治安維持担当官を任命、派遣し、地域住民との協力の下に討伐に当たらせるが [BoşS834: 24R; 835: 16R; 840: 77L; 841: 87R]、効果がないばかりか、彼らが匪賊の悪行にも劣らぬ法外な不法課税の取立て等を行ったりしたことから [BoşS831: 58L; 835: 31L-32R]、レアーヤーの疲

21) もちろんこれ以前においても、彼らに匪賊討伐命令が下されたことがある [AŞS707: 330; 722: 98]。ただ、たとえば17世紀前半におけるギョイニユクやギョルパザル (Gölpazarı) 郡のアーヤーンの場合、40-50人規模の匪賊に対処する力はなかったようである [MD85: 232-233]。

弊は極限に達する [MD85: 143; BoSS832: 73R; Faroqhi 1992a: 1-39]。その結果政府は、ついに 1687 年治安維持担当官制度を廃止する [Uluçay 1944: 424] とともに、各郡内の治安維持についてはまず各郡の住民が責任をもって当たるようにとの命令を発したのである [BoSS837: 24R-25R]。もちろん、あいかわらずアナドル州総督 (Anadolu valisi) 等は臨時収入見積り税 (bad-ı hava) や科料 (dem öşrü) 等の徴収権を有したままであり [BoSS837: 37L; 842: 67L; 844: 83L]、またその後も大規模な騒動の勃発に際し治安維持担当官が派遣される場合もあった [BoSS838: 65R; 839A-6611: 2R-3R, 13R-L; 840: 77L]。しかしこの出来事以降、従来にも増して頻繁に民兵招集が発せられるようになるなど、住民を主体とする治安維持体制への変容は誰の目にも明らかであった [BoSS837: 39R; 838: 47R, 64R; 839A-6611: 13R-L; 840: 90R-L; Silahdar2: 357-358]。ただ前述したごとく、すでに長期戦争開始以前より、アーヤーンや地方民兵による関与の度合いはしだいに深まってきており、実態を受け入れたに過ぎないとも言える。

また時を同じくして、財政悪化によるものとは言え、郡内の治安維持に関係の深い駅通 (menzil) 制度についても変化が見られた [Halaçoğlu 2002: 189-196; Heywood 2002]。同制度は、元来アヴァールズや糧秣 (nüzül) 税等納入の免除と引替えに展開されてきたが、戦争の長期化および制度の濫用により、利用者は激増し、出費は瞬く間に膨れ上がっていった。そこで、他の税収あるいは国庫や地元住民からの支援金を充てて経費を補填していったが、それが政府およびレアーヤーにとって、しだいに重荷となっていったのである。結局 1696-97/1108 年に、利用に当たっては誰であれ代金を支払うことに、またアーヤーンの介在の下選ばれた信頼に足る高潔な人物が駅通業務を請け負うことに改められたのである [BoSS840: 57R-L; 75R-L]。果たして、治安維持においても、アーヤーンの果たす役割はますます重要度を増していったのである。

なお本章での考察結果は、ボル郡を中心とする西北アナトリアの一地域における実態を明らかにしていく中で、得られたものである。ただ、その際紹介された数々の政府通達は、単に前述の地域に対してだけではなく、その大半は広くアナトリア全般、とりわけシヴァス州に至る同中・西部を対象に発せられたものである。また納税戸数の緩和申請や地方高官による巡検税等の不法な税徴収に対するレアーヤーの苦情についても、同地方の至る所より政府にもたらされている。もちろん当時の実態については、ジェラーリー反乱等による被害をも念頭に置きつつ、今後地域ごとに明らかにされていかねばならないものの、少なくとも 17 世紀のアナトリア中・西部における政治的、経済的、社会的ならびにディルリク制度の状況に、そしてそれに対する政府の対応に根本的な差異があったとは捉えにくく、それゆえこれまでの考察結果についても、広く前述の地方全般にも当てはまる内容であると理解して差し支えないと考えられる²²⁾。

22) なお、ルメリや東部アナトリア、シリア地方においてもディルリク制度は施行されたが、ルメリ

II 対応策の歴史的意義

16世紀後半に端を発する政治、経済、社会上の諸変化は、1600年前後の対オーストリア戦争を経て、一層顕著なものとなっていった。そこで政府は、このような変化に対応するべく、ディルリク制度の下、すでに市民権を得ていたイエニチェリやセクバン・サルジャ等の歩兵、徴税請負制やアヴァールズ税、そして治安維持担当官制度の、増員、拡大そして充実に、その施策の力点を移していった。ただこのような軸足の移動は、反面中小ディルリク保有者の没落を助長するものでもあった。しかもこのような政治的変動が地方現場に及ぼした影響は、政府の想定をはるかに超えたものであったようである。はなはだしさを増していく兵士の質の低下、常態化していく不法課税、一向に安定を見ない治安状態に、政府はしだいに対処し得なくなっていくのである。混迷の度を深めていく地方社会。17世紀末における対オーストリア戦争の勃発は、このような状況を一層深刻なものとしたのである。

そして、このような危機下に打ち出された新たな対応策の一つが、地方統治におけるアーヤーンの積極的活用であった。政府は、その施策の不備の結果、地方において自ずと発生、形成されてきていた実態を受け入れ、それに秩序を与えようとした、具体的に言うと、統治上郡をこれまで以上に重要な枠組みとして明確に位置づけ、そこを舞台に彼らの資金力や指導力を一層巧みに引き出し、難局を乗り切る一手段としようしたのであった。

もちろん、以上のごとき手立ての実施をもって、政府がディルリク制度に見切りをつけたというわけでは決してない。同制度は、円滑な動員や徴税等を目ざして創り出されたものであるばかりか、アスケル階層に属する者達にとっては、自らを支配者層の一員として位置づけ、その立場を保障する、欠くことのできないしくみでもあった。それゆえ政府は、前述の対応策を打ち出す傍ら、17世紀を通じて広まったと考えられる悪しき慣行を払拭し、同制度の活力を取戻すべく躍起になっている。不適格者へのディルリク授与を防止すると共に存在するディルリクの状況を正確に把握できるようにするために勅許状 (berat) に基づく授与の徹底を図ったり [BoSS841: 56L, 86L; 844: 64L], また出征を条件にディルリクを授与することにより、軍役履行の徹底を目ざしたり [841: 62R; 842: 91L-90R], 国家、地方高官、ディルリク保有者等々、様々な立場の者達による徴税活動が交錯する中、徴税権の所在を明確にすることにより、たとえばゼアメトやハス保有者の収入確保を保障しようとしたりしたのであった [BoSS841: 48R-L]。

リはヨーロッパ諸国との度重なる戦争により時には戦場と化し [McGowan 1994: 660-661], 東部アナトリアにはクルド族住地を中心にユルトルク・オジャクルクやヒュクームット制と呼ばれる独特の統治形態が展開された地域が広く存在し [齋藤 2005; 2006], またシリアでは施行が一部地域に限られた上、様々な面で在地慣行が幅広く踏襲され自律的ダイナミズムが脈々と流れ続けていたなど [Shaw 1976: 246, 253; McGowan 1994: 712-713; Wenzke 1997]. いずれの地方もアナトリア中・西部とは環境面で大きく異なる一面を有することから、稿を改めて考察されるべき対象であると考えられる。

すなわち、政府はアーヤーンを体制内に取り込むことによって、ディルリク制度と現実との乖離により生じた諸問題に対処し、難局を乗り越えていこうとしただけでなく、アスケル階層による統治の要である同制度の維持、存続をも図ろうとしたのである。

ただディルリク制度の再建はもとより、アーヤーンとの関係のあり方についても、政府に確たる青写真があったわけではなそうである。再建策と言っても、16世紀に確立された規範の遵守を繰り返すばかりで目新しいものは何もなく、しかもその傍ら政府は、あいかわらず莫大な額のティマールを没収し、国庫や地方高官のハスに編入していったのである [BoşS842: 85L, 87R]。そしてそればかりか、アスケル階層をも含めた木材伐採や運搬奉仕の賦課 [BoşS845: 33L]、軍役免除の見返りとしてのアスケル階層からの軍役代替税 (timar bedeli) や従者調達代替税 (cebeli bedeli) の徴収 [BoşS842: 76R-L]、さらには終身徴税請負制度の導入等々、ディルリク制度の基盤を成すアスケルとレアーヤーン階層との別を、あるいは国家土地所有の理念を形骸化しかねない様々な施策 [Çizakça 1996: 163; Salzmann 2004: 96-97] を、従前通り実施し続けたのである。その上、レアーヤーンと密接な関わりを持ちつつ地域を基盤に台頭してきた、従来の支配者層とは全く異なる経緯を経て実力を備えてきたアーヤーン達の活用。実は、政府は統治の一端に絡む公的役割を積極的に担わせていったにもかかわらず、彼らをいかに処遇すべきなのかについてもほとんど検討していなかったのである。もちろんこのような矛盾、錯綜した施策の背景に、逼迫する資金調達の問題が存したことは言うまでもない²³⁾。周知のごとく、セクバン・サルジャへの俸給授与や終身徴税請負制度の存続と言った最重要課題ですら、その方針は二転三転したのである [Raşid4: 176-177; İnalçık 1980: 302-303; Genç 2003: 113; Özvar 2003: 25]。すなわち当時の政府は、厳しい対外関係の中で、実情に対応しきれなくなったディルリク制度と向き合うこととなり、その対処を巡っては理念と現実との間で方針が揺れ動き、一貫した方向性の下に施策を打出すことが困難な状況にあったと考えられるのである。

ただアーヤーンの存在に着目した新たな手立ては、それが実態に即したものであったことから、地方現場に大きな抵抗なく受け入れられ、しかもその効果は政府の期待を裏切るものではなかった。それゆえ、混沌とした政治状況下にあったにもかかわらず、同手立ては直ちに欠くことのできない対応策となり、18世紀へと受け継がれていったのである。

Ⅲ オスマン朝と近世ヨーロッパ諸国

前述したごとく、17世紀におけるオスマン朝とヨーロッパ諸国との類似性が指摘されている。そこで本章では、一地方に関するものとは言え、これまでの考察により明らかにされた事柄をも踏まえ、表層的ではあるがこの点について今一度考えてみたい。

23) アーヤーンは、何よりもまず富有でなければならなかった [İnalçık 1977: 39-41]。

兵士の半分近くを外国人傭兵が占めたヨーロッパ諸国とそうではないオスマン朝とではその形態にも様々な相違点が存在したと思われるが、動員を巡って両者は共に同じ課題に直面している。後者ではイエニチェリの動員はイエニチェリ軍団に、そして非正規兵は地方高官等に委ねられていた。一方前者においても、それは各連隊長や中隊長に委ねられており [林田 1996: 213; Rowlands 2002: 204-212; 山崎 2002: 14; Wilson 2008: 83; 辻本 2010: 13-17], 両者は未だ政府による一元的徴兵制度に至ってはいなかった。それゆえ、兵士の登録を巡ってのごまかしは後を絶たず、それに伴う不正請求は共に国库を圧迫した。また支度金取得後の、あるいは戦場からの無断逃亡も、両者においてよく見られた光景であった [BoSS835: 7L-8R; 12L; Silahdar2: 271; 神寶 1994: 389; 林田 1996: 213; 辻本 2010: 16]。

さらに、17世紀末に至り、一層の兵力増強に迫られたオスマン朝では、民兵招集等レアーヤーの徴発が一般化し始めた [Silahdar2: 426]。実は、ヨーロッパ諸国においても丁度同じ頃、人数や役割は限られていたとは言え、民兵の利用が拡がり始めたのである。そして、その形態は国々により様々ではあったが [Corvizier 1979: 52-60; Steven 2002: 152], いずれの国においても、後代の徴兵制度とは決定的に異なる点が存在していた。それは、地位や身分、町に居住しているかどうかなどにより徴発事情が異なり、また個人に対してではなく各社団や村落等を単位として数が割り当てられたということであった [Corvizier 1979: 57; 佐々木 1989: 69-71; 神寶 1994: 390; Davies 2008: 170]。実はオスマン朝の民兵招集に際しても、すでに言及したごとく、町と村とでは調達基準が異なっており、また資産家は資金調達の見返りに出征しなくてもよい [BoSS840: 55R] など、決して郡内のレアーヤーが同等に扱われていたわけではなかった。民兵を巡る基本的姿勢についても大きな差異はなかったのである。なお、このような軍役賦課に対する民の反応も同様で、彼らは共に病人、年寄やなまけ者を当てて抵抗したのであった [BoSS835: 12L; Corvizier 1979: 117; 佐々木 1989: 71-74; 土肥 2013: 33]。

また徴税面においても、オスマン朝 — 内債が常に徴税請負の形態をとり、しかも19世紀に至るまで外債が発行されなかった [Çizakça 1999: 223-226] — とヨーロッパ諸国 — 税収以外にも、内債による資金調達の他、外国金融資本からの借入や外債の発行がなされた — とでは財政事情に大きな相違点が生じたものの、共に公信用の重要性についての認識は低く、未だ信用制度は確立されていない状況にあった [佐村 1995; Bonney 1995: 315-390; Körner 1995: 507-538; 伊藤 2010]。それゆえ、増大化の一途を辿る戦費調達のために、前者においてはアヴァールズ諸税が恒常化され、後者においてもタイユ主税に加えて、タイユ付加税等 (フランス王国) [Malion 1974: 1-48; 阿河 1989: 383-384; Maillard 2005: 481-510; Brumont 2005: 403-433; Blanchard 2005: 435-480] が、あるいは新たにコントリブチオン税 (プロシア王国) が導入され、その上両者共に現金確保のために徴税請負制が普及、拡大されていった。また、政府から宛がわれたディルリクや封土、資金等での兵士の維持、補充は困難であり、地方高官をはじめとするディルリク保有者や領主、連隊および中隊長に

よる強引な徴税や収奪は後を絶たなかった [山崎 2002: 15; 辻本 2010: 22]²⁴⁾。そしてその後、ますます戦費が膨れ上がり一層逼迫した財政事情に陥った 17 世紀末には、オスマン朝やフランス王国ではアスケル階層による負担の増大やカピタシオン税の導入が図られ、プロイセン王国においてもアクチーゼ（消費）税徴収対象の都市が拡大され、一層の増収が目ざされたのである [山崎 2003: 41]。

ところで、注 24 で触れたオスマン朝やフランス王国における政府への抵抗活動は、17 世紀後半に入りしだいに終息に向かっていったが、それにより治安状態が大いに好転したわけでは決してなかった。街道上での略奪行為 [Konrapa 1960: 273]、不正な取立てに対する民の反発等々、犯罪や不穏な行動は常態化していった。中でも、除隊後のあるいは出征を放棄した兵士達による悪行 [BoSS842: 69R; 843: 57R; 神寶 1994: 389] は、まさに前述の二国をはじめ、その他のヨーロッパ諸国においても社会不穏の元凶の一つとも言え、セクバン・サルジャや傭兵の増加に伴いますますます悪化の一途を辿っていった。そこで、治安維持担当官派遣の限界が認識されたオスマン朝では、かわって各郡での取組が一層重視され、従前以上に在地住民の手に治安維持活動が委ねられることとなった。一方フランス王国でもマレシヨーセ改革が行われ、隊員が地元より選抜されることにより [正木 2010: 54-84]、またプロイセン王国においても、村落共同体の秩序維持機能を基盤にした領主裁判権の機能強化が図られ、治安の安定が目ざされた [山崎 2003: 55-58]。すなわちいずれの国においても、政府の秩序維持システムを一方的に押し付けるのではなく、地域や民衆のそれを上手く利用する形態へと改められていったのである [正木 2010: 77-78]。

果たして、動員、徴税そして治安維持を巡って、背景や直接的な契機に相違はあるものの、オスマン朝とヨーロッパ諸国とが、共に同様な課題に直面していたことが再確認された。そしてその対応策の一つとして、前者においては、アーヤーンとの関係強化が図られたが、実はこのような手立ては後者においても広く見受けられたものであった [Hart 1995: 283]。たとえば、フランス王国では政府に対する諸反乱を受けて、17 世紀後半以降しだいに地方有力者との連携が深められ、その結果より多額の税収が確保されることとなり、それと平行して抵抗活動も鎮静化されていったのである [Beik 1985: 175, 269, 277; Körner 1995: 532; 林田 1996: 220, 237]。また、ロマノフ朝ではプガチョフの反乱鎮圧後、地方貴族に恵与状が与えられ [土肥 1994: 83-87]、プロイセン王国でも七年戦争後債務に苦しむ地方貴族が保護されるとともに、カントン制度に関しても彼らの要望が受け入れられ、クライス（郡）におけるその地位、役割が保障されたのである [阪口 1996: 78-79; 鈴木 2010: 214-215]。近世化の早晩で少々時期が異なり、また各々の国情により施策の内容に違いはあるものの、肥大化する財政的、人的、物的需要に端を発する危機を乗り越えるべく、やはり地方有力者

24) 17 世紀前半、苦境に立たされた民やディルリク保有者および帯剣貴族等により、ジェラーリー反乱（オスマン朝）やフロンドの乱（フランス王国）などの大規模な抵抗活動が勃発した [黒河 1990]。

との関係がより互恵的な結びつきへと改められ、彼らとの連携強化が図られていったのである。

おわりに

17世紀末、対オーストリア戦争の最中、オスマン朝政府はディルリク制度に依拠したアスケル階層による動員、徴税そして治安維持のしくみがもはや機能不全に陥ったことを認めざるを得なくなった。戦争を続行する上でも、同制度といかに向き合い、いかなる手立てを講じるべきか、様々な思惑が交錯する中、政府は早急な対策を迫られる。そして暗中模索する中、試みられた手立ての内の一つが、アーヤーン存在を積極的に評価し、郡を舞台に彼らに公的役割を担わせていくというものであった。これは17世紀における諸状況の変化の中で、地方社会においてしだいに資金力を備え、指導性を発揮しつつあったその影響力に鑑み、地方統治の一端を公に彼らに委ねたもので、まさに当時の実態に則したものであった。それゆえ、さっそく徴税面を中心に従前以上の成果を見ることとなり、政府が望むと望まざるとにかかわらず、彼らは瞬く間に統治の一翼を担う重要な存在となっていったのである。

なお以上の事柄は、西北アナトリアの一地域における諸状況の分析を通じて明らかとなったアナトリア中・西部地方における姿に過ぎないものの、同地方が直面した課題は近世ヨーロッパ諸国においても見られ、その克服に当たっても類似した手立てが講じられたことが確認された。先学の指摘通り [Faroqhi 1992b: 212-213]、両者の比較、検討の有用性は明白である。周知のごとく広大な版図を誇るオスマン朝は、各地方で様々な様相を呈する。しかし、それは近世ヨーロッパ諸国においても同様で、地方現場におけるあるいは地方統治を巡る多様な実態が、近年次々と明らかにされている。柔軟な統治術を巡る両者の比較、検討は、より近世国家の特質を浮かび上がらせることにつながるのではないかと思われる。

では、17世紀末にとられた対応策は、その後のオスマン朝における統治形態に何らかの影響を及ぼしたのであろうか。同時代のヨーロッパ諸国との比較、検討をも含めて、これらの究明については稿を改めて論じることとする。

[追記] 小論は、東京外国大学アジア・アフリカ言語文化研究所の共同利用・共同研究課題「近世イスラム国家と周辺世界」(研究代表 近藤信彰)における研究成果の一部である。作成に当たり、研究会の皆さんより、数多くの貴重なご意見をいただいた。ここに記し、謝意を表する次第である。

参考文献

Başbakanlık Devlet Arşivleri Genel Müdürlüğü, Osmanlı Arşivi: (Bab-ı Asaflı Tasnifi) Mühimme Defteri [MD] 90, 93, 94 (Kâmil Kepeci Tasnifi) [KK] 2743, 2784 (Meşihat Tasnifi)

- Ankara şer'îye sicili [AŞS] 513, 692, 703, 707, 712, 715, 717, 722, 724, 787; Bolu şer'îye sicili [BoŞS] 830, 831, 832, 834, 835, 836, 837, 838, 839, 839A-6611, 840, 841, 842, 843, 844, 845; Göynük şer'îye sicili [GŞS] 835.
- Anonym (1988) *Osmanlı Devlet Teşkilâtına Dair Kaynaklar : Kitâb-i Müstetâb, Kitabu Mesâlih-i'l Müslimîn ve Menâfi'i'l-Mü'minîn, Hırzû'l-Mülûk*, Yaşar Yücel (ed.), Ankara.
- Koç Bey (2007) *Koç Bey Risaleleri*, Seda Çakmakcioğlu (ed.), İstanbul.
- Mustafa Naima (1283) *Tarih-i Naima*, 1-6, İstanbul.
- Mustafa Selânikî Efendi (1999) *Tarih-i Selânikî*, C. I-II, Mehmet İpşirli (ed.), Ankara.
- Raşid Efendi (1282) *Tarih-i Raşid*, C. 1-6, İstanbul.
- Silahdar Fındıklılı Mehmed Ağa (1928) *Silahdar Tarihi*, C. 1-2, İstanbul.
- T. C. Başbakanlık Devlet Arşivleri Genel Müdürlüğü (1995) 6 *Numaralı Mühimme Defteri (Özet-Transkripsiyon ve İndeks)* I-II, Ankara.
- T. C. Başbakanlık Devlet Arşivleri Genel Müdürlüğü (1996) 12 *Numaralı Mühimme Defteri (Özet-Transkripsiyon ve İndeks)* I-II, Ankara.
- T. C. Başbakanlık Devlet Arşivleri Genel Müdürlüğü (2000) 82 *Numaralı Mühimme Defteri (Özet-Transkripsiyon-İndeks ve Tıpkıbasım)*, Ankara.
- T. C. Başbakanlık Devlet Arşivleri Genel Müdürlüğü (2002) 85 *Numaralı Mühimme Defteri (Özet-Transkripsiyon-İndeks)*, Ankara.
- Abou-El-Haj, Rifa'at 'Ali (1991) *Formation of the Modern State : The Ottoman Empire Sixteenth to Eighteenth Centuries*, State University of New York Press.
- Adanır, Fikret (2006) Semi-autonomous Forces in the Balkans and Anatolia, Faroqhi, S. (ed.) (2006), 157-185.
- 阿河雄二郎 (1989) 「十七世紀フランスの国家財政の構造 — 財政危機とフィナンシェ —」中村賢二郎 (編) 『国家 — 理念と制度 —』, 379-419.
- Ágoston, Gábor (2005) *Guns for the Sultan : Military Power and the Weapons Industry in the Ottoman Empire*, Georgetown University.
- Aksan, Virginia H. (1998) Whatever Happened to the Janissaries? Mobilization for the 1768-1774 Russo-Ottoman War, *War in History*, v. 5, No 1, 23-36.
- Aksan, Virginia H. (2007) *Ottoman Wars 1700-1870 : An Empire Besieged*, Harlow.
- Aksan, Virginia H. & Goffman, Daniel (ed.) (2007) *The Early Modern Ottomans Remapping the Empire*, Cambridge University Press.
- Beik, William (1985) *Absolutism and Society in Seventeenth-Century France : State Power and Provincial Aristocracy in Languedoc*, Cambridge University Press.
- Blanchard, Alain (2005) Répartir les impôt entre les Paroisses, une tâche difficile : L'exemple de la Généralité de Soissons au XVIII^e siècle, Follain, A. & Larguier, G. (ed.) (2005), 435-480.
- Bonney, Richard (ed.) (1995) *Economic Systems and State Finance*, Oxford University Press.

- Bonney, Richard (ed.) (1999) *The Rise of the Fiscal State in Europe c.1200-1815*, Oxford University Press.
- Brumont, Francis (2005) La Répartition de la taille entre communautés : l'Élection d'Armagnac aux XVII^e et XVIII^e siècles, Follain, A. & Larguier, G. (ed.) (2005), 403-433.
- Cezar, Mustafa (1965) *Osmanlı Tarihinde Levendler*, İstanbul.
- Cezar, Yavuz (1996) 18 ve 19. Yüzyıllarda Osmanlı Taşrasında Oluşan Yeni Mali Sektörün Mahiyet ve Büyüklüğü Üzerine, *Dünü ve Bugünüyle Toplum ve Ekonomi* 9, 89-143.
- Cezar, Yavuz (1999) From Financial Crisis to the Structural Change: The Case of the Ottoman Empire in the Eighteenth Century, Fleet, K. (ed.) *The Ottoman Empire in the Eighteenth Century*, 49-54, Oriente Moderno, LXXIX.
- Cezar, Yavuz (2005) *The Role of the Sarrafs Ottoman Finance and Economy in the Eighteenth and Nineteenth Centuries*, *Frontiers of Ottoman Studies : State, Province, and the West*, v. 1, 61-76, London-New York.
- Corvizier, André (1979) *Armies and Societies in Europe 1494-1789*, Siddall, Abigail T. (transl.), Indiana University Press.
- Çizakça, Murat (1996) *A Comparative Evolution of Business Partnerships : The Islamic World and Europe, with Specific Reference to the Ottoman Archives*, Leiden-New York.
- Çizakça, Murat (1999) Osmanlı İmparatorluğunda İç Borçlanmanın Evrimi (XV. Yüzyıldan, XIX. Yüzyıla), Kemal Çiçek (ed.) *Osmanlı* 3, 223-226, Ankara.
- Darling, L. T. (1996) *Revenue-Raising and Legitimacy : Tax Collection and Finance Administration in the Ottoman Empire 1560-1660*, Leiden-New York-Köln.
- Darling, L. T. (2006) Public finances: the Role of the Ottoman Centre, Faroqhi, S. (ed.) (2006), 118-131.
- Davies, B. L. (2008) *The Development of Russian Military Power 1453-1815*, Black Jeremy (ed.) *European Warfare 1453-1815*, Palgrave Macmillan.
- 土肥恒之 (1994) 「十八世紀のロシア帝國」, 倉持俊一 (編) 『世界歴史体系 ロシア史 2』, 57-106, 山川出版社.
- 土肥恒之 (2013) 『ピョートル大帝』 世界史リブレット 57, 山川出版社.
- Doumani, Beshara (1995) *Rediscovering Palestine : Merchants and Peasants in Jabal Nablus 1700-1900*, University of California Press.
- Faroqhi, Suraiya (1992a) Political Activity among the Ottoman Taxpayers and the Problem of Sultanic Legitimation (1570-1650), *JESHO*, 38, 1-39.
- Faroqhi, Suraiya (1992b) In Search of Ottoman History, Berktaş, H. & Faroqhi, S. (ed.) *New Approaches to State and Peasant in Ottoman History*, 1-17, 211-241, Frank Cass.
- Faroqhi, Suraiya (1994) Crisis and Change 1590-1699, İnalçık, H. & Quatert, D. (ed.) (1994), 413-636.
- Faroqhi, Suraiya (ed.) (2006) *The Later Ottoman Empire 1603-1839*, *The Cambridge History of Turkey*, v. 3, Cambridge University Press.

- Follain, Antoine & Larguier, Gilbert (ed.) (2005) *L'impôt des Campagnes : Fragile fondement de l'État dit moderne (XV^e-XVIII^e siècle)*, Paris.
- Genç, Mehmet (2003) *Osmanlı İmparatorluğunda Devlet ve Ekonomi*, İstanbul.
- Genç, M. & Özval, E. (ed.) (2006) *Osmanlı Maliyesi Kurumlar ve Bütçeler I*, İstanbul.
- Halaçoğlu, Yusuf (2002) *Osmanlılarda Ulaşım ve Haberleşme (Menziller)*, Ankara.
- Hart, M. (1995) The Emergence and Consolidation of the 'Tax State'. II. The Seventeenth Century, Bonney, R. (ed.) (1995), 281-294.
- Hathaway, Jane (1997) *The Politics of Households in Ottoman Egypt: The Rise of the Qazdağlıs*, Cambridge University Press.
- 林田伸一 (1996) 「最盛期の絶対王政」柴田三千雄 (編), 『世界歴史体系 フランス史 2』, 201-243, 山川出版社.
- 林田伸一 (2003) 「ロラン・ムーニエと絶対王政期のフランス」二宮宏之・阿河雄二郎 (編) 『アンシャン・レジームの国家と社会』, 195-215, 山川出版社.
- Heywood, Colin (2002) *Writing Ottoman History: Documents and Interpretations*, Variorum.
- Howard, Douglas A. (2007) Genre and Myth in the Ottoman Advice for Kings Literature, Aksan, V. H. & Goffman, D. (ed.) (2007), 137-166.
- İnalçık, Halil (1973) *The Ottoman Empire: The Classical Age 1300-1600*, London
- İnalçık, Halil (1977) Centralization and Decentralization in Ottoman Administration, *Studies in Eighteenth Century Islamic History*, 27-52, (ed.) Naff, T. & Owen, R., Southern Illinois University Press.
- İnalçık, Halil (1980) Military and Fiscal Transformation in the Ottoman Empire, *Archivum Ottomanicum* VI, 283-337.
- İnalçık, Halil and Quataert, Donald (ed.) (1994) *An Economic and Social History of the Ottoman Empire*, I, II, Cambridge.
- 伊藤滋夫 (2000) 「アンシャン・レジーム期ラングドックの直接税の構造」『愛知県立大学紀要 地域研究・国際学編』 32, 67-91.
- 伊藤滋夫 (2010) 「18世紀フランスにおける戦時公債と金利生活者 — ラングドックの場合 —」『愛知県立大学紀要 地域研究・国際学編』 42, 73-94.
- ジョン・ブリュア (2003) 『財政=軍事国家の衝撃 戦争・カネ・イギリス国家 1688-1783』大久保桂子訳, 名古屋大学出版会.
- 神寶秀夫 (1994) 『近世ドイツ絶対主義の構造』創文社.
- Konrapa, M. Zekāi (1960) *Bolu Tarihi*, Bolu.
- Körner, Martin (1995) Public Credit, Bonney, R. (ed.) (1995), 507-538.
- 久保清治 (1998) 「ドイツ財政史研究 — 十八世紀プロイセン絶対王政の財政構造 —」有斐閣.
- Kunt, I. Metin (1983) *The Sultan's Servants: The Transformation of Ottoman Provincial Government 1550-1650*, New York.
- 黒河潤二 (1990) 「十七世紀フランスにおける地方蜂起の再検討 — 一六三九年ノルマンディー蜂起

- をその手掛かりとして——』『歴史研究』27, 31-56.
- Lohr, Eric & Poe, Marshall (ed.) (2002) *The Military and Society in Russia 1450-1917*, Leiden-Boston-Köln.
- Maillard, Brigitte (2005) Les Communautés d'habitants et la perception de la taille aux XVII^e et XVIII^e siècles en Pays d'Élections (d'après l'exemple de la Généralité de Tours) Follain, A. & Larguier, G. (ed.) (2005), 481-510.
- Malion, Marcel (1974) *Les Impôt directs sous l'Ancien Régime : Principalement au XVIII^e Siècle*, (reprint), Genève.
- 正木 忍 (2010) 「地域住民とマレシヨーセ隊員 — 王権の手先？あるいは民衆の保護者？」阪口修平 (編)『歴史と軍隊 軍事史の新しい地平』, 54-84, 創元社.
- McGowan, Bruce (1981) *Economic Life in Ottoman Empire : Taxation, Trade and the Struggle for Land 1600-1800*, Cambridge University Press.
- McGowan, Bruce (1994) The Age of the Ayans 1699-1812. İnalçık, H. & Quatert, D. (ed.) (1994), 639-758.
- 三沢伸生 (2010) 「スレイマン1世期の東アナトリア掌握過程 — マラティア地方における「ティマール制」の展開 — 『東洋史研究』68 (4), 37-63.
- Murphey, Rhoads (1999) *Ottoman Warfare 1500-1700*, University of Birmingham Press.
- Neumann, Christoph K. (1998) Selânik'te Onsekizinci Yüzyılın Sonunda Masarîf-i Vilâyet Defterleri : Merkezî Hükümet Taşra İdaresi ve Şehir Yönetimi Üçgenide Mali İşlemler, *İstanbul Üniversitesi Edebiyat Fakültesi Tarih Enstitüsü Dergisi* XVI, 67-97, İstanbul.
- Neumann, Christoph K. (2006) Political and Diplomatic Developments, Faroqhi, S. (ed.) (2006), 44-62.
- Özkaya, Yücel (1985) *XVIII. Yüzyılda Osmanlı Kurumları ve Osmanlı Toplum Yaşantısı*, Ankara.
- Özvar, Erol (2003) *Osmanlı Maliyesinde Malikâne Uygulaması*, İstanbul.
- Pamuk, Şevket (2006) Osmanlı Devletinin İç Borçlanma Kurumlarının Evrimi 1600-1850, Genç, M. & Özvar, E. (ed.) (2006), 27-49.
- Rowlands, Guy (2002) *The Dynastic State and the Army under Louis XIV : Royal Service and Private Interest 1661-1701*, Cambridge University Press.
- 齋藤久美子 (2005) 「16-17世紀オスマン朝下の東部アナトリアにおける「ユルトルク=オジャクルク」と「ヒュクームト」の成立」『オリエント』48 (2), 47-65.
- 齋藤久美子 (2006) 「16-17世紀東部アナトリアにおけるオスマン支配 — 2つの地方行政組織を例に」『日本中東学会年報』22 (1), 63-86.
- 阪口修平 (1996) 「プロイセン絶対主義」成瀬治 (編)『世界歴史体系ドイツ史2』, 45-104, 山川出版社.
- 阪口修平 (2010) 「軍事史研究の新しい地平 — 歴史学の一分野としての軍事史」をめぐって」阪口修平 (編)『歴史と軍隊 軍事史の新しい地平』, 1-6.
- Salzmann, Ariel (1999) İmparatorluğu Özelleştirmek : Osmanlı XVIII. Yüzyılında Paşa ve Âyanlar,

- Kemal Çiçek (ed.) *Osmanlı* 3, 227-235, Ankara.
- Salzmann, Ariel (2004) *Tocqueville in the Ottoman Empire : Rival Paths to the Modern State*, Brill Leiden-Boston.
- 佐村明知 (1995) 『近世フランス財政・金融史研究』有斐閣.
- 佐々木 真 (1989) 「フランス絶対王政期における国王民兵制」『史学雑誌』98 (6), 63-85.
- Schulze, Winfried (1995) The Emergence and Consolidation of the 'Tax State', I. The Sixteenth Century, Bonney, R. (ed.) (1995), 261-279.
- Shaw, Stanford J. (1976) *History of the Ottoman Empire and Modern Turkey*, v.1, Cambridge University Press.
- Steven, Carol (2002) Evaluating Peter's Army : The Impact of Internal Organization, The Military Society in Russia 1450-1917, Lohr, E. & Poe, M. (ed.) (2002), 147-171.
- 鈴木直志 (2010) 「カントン制度再考 — 18世紀プロイセンにおける軍隊と社会」坂口修平 (編), 『歴史と軍隊 軍事史の新しい地平』, 205-235.
- 多田 守 (2015) 「17世紀におけるオスマン朝の avarızhane を巡って — Hüdavendigâr 県内の諸郡, 特に Göynük 郡に関する事例分析を通して」近藤信彰 (編) 『近世イスラム国家史研究の現在』, 233-257, 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所.
- Tezcan, Baki (2010) *The Second Ottoman Empire : Political and Social Transformation in the Early Modern World*, Cambridge University Press.
- 辻本 諭 (2010) 「王政復古期イングランドにおける都市・城砦守備隊」『史学雑誌』119 (11), 1-36.
- Uluçay, Çağatay (1944) *XVII asırda Saruhan'da Eşkiyalık ve Halk Hareketleri*, İstanbul.
- Uluçay, Çağatay (1955) *18 ve 19. yüzyıllarda Saruhan'da Eşkiyalık ve Halk Hareketleri*, İstanbul.
- Uzuncarsılı, İsmail Hakkı (1984) *Osmanlı Devleti Teşkilâtından Kapukulu Ocakları* I, 2. Baskı, Ankara.
- Venzke, M. L. (1997) The Ottoman Tahrir Defterleri and Agricultural Productivity, *Osmanlı Araştırmaları* XVII, 1-61. İstanbul.
- Wilson, Peter (2008) Warfare in the Old Regime 1648-1789, Black, Jeremy (ed.) *European Warfare* 1453-1815, 69-95.
- 山崎 彰 (2001) 「近世ブランデンブルクにおける「官職＝領主貴族」の成立 (1)」『山形大学歴史・地理・人類学論集』2, 9-44.
- 山崎 彰 (2002) 「近世ブランデンブルクにおける「官職＝領主貴族」の成立 (2)」『山形大学歴史・地理・人類学論集』3, 1-36.
- 山崎 彰 (2003) 「近世ブランデンブルクにおける「官職＝領主貴族」の成立 (3)」『山形大学歴史・地理・人類学論集』3, 25-76.
- 山崎 彰 (2006) 「近世ドイツ村落史論覚書 — ブランデンブルクの場合に即して」『山形大学歴史・地理・人類学論集』7, 19-32.